

令和8年3月27日

登録資材製造者のみなさまへ

三原市水道用資材等審査委員会
委員長 藤井 章文

水道用資材等の承認有効期間の更新について

広島県水道広域連合企業団三原事務所が現在承認している水道用資材等については、その承認有効期間が令和8年3月31日までとなっており、本来であれば更新手続きが必要になります。

しかしながら、企業団設立以降、順次基準等の統一を図っているところであり、水道用資材等の承認制度の在り方が現段階において不透明であることから、当面の間、更新手続きを要せず、その有効期間を延長することを通知します。

なお、当該制度の在り方が判明次第、本取扱いについて別途通知します。

以上